

V-2(1) 地域再生法の一部を改正する法律案

背景

- 「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクの高まり

➡ 人口減少問題の克服、東京圏への人口集中の是正は喫緊の課題

- 昨年の臨時国会において制定された、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、政府は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定(平成26年12月27日閣議決定)

まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本的考え方】

地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという好循環を確立することが急務

【具体的施策】

- 企業の地方拠点強化
- 中山間地域等における「小さな拠点」の形成 等

法案の概要

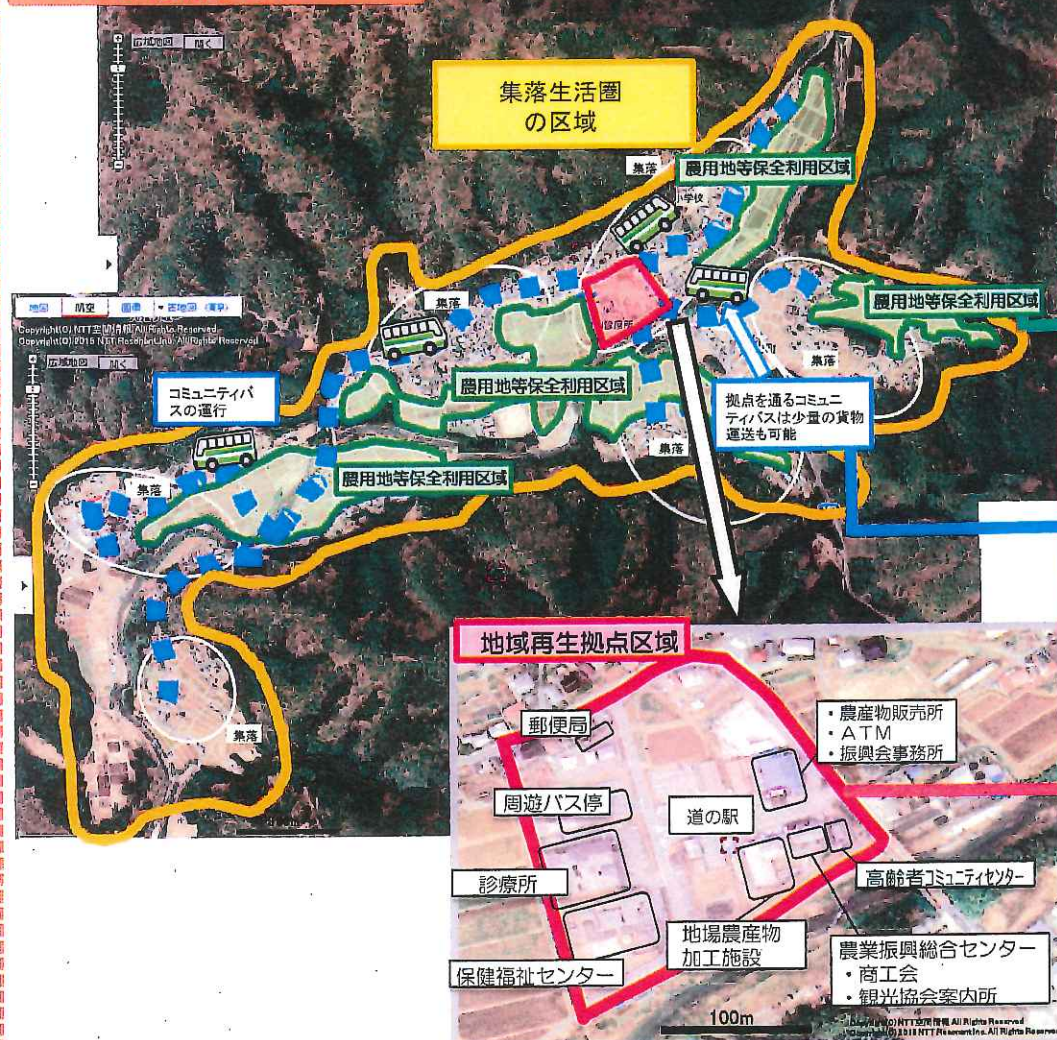
- ①企業の地方拠点強化、②基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」の形成を促進し、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。
- 内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する以下の特別の措置を追加する等の措置を講ずる。
 - ① 地方への本社機能移転等を行う事業者が計画を作成し認定を受けた場合、これに基づく事業に対する(独)中小企業基盤整備機構による債務保証、課税の特例(設備投資減税、雇用促進税制)等
 - ② 市町村が複数集落を含む区域で「小さな拠点」形成のための土地利用計画を作成した場合、基幹となる集落への生活・福祉サービス施設等の立地等のための措置

地域再生法の一部を改正する法律案の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- ➡ 農地転用許可のワンストップ・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等)

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に
- 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の“すき間”を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)